

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

【国保】

D-297 成人スチル病(疑い含む。)に対するフェリチン定量・半定量の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

成人スチル病（疑い含む。）に対する D007「25」フェリチン定量・半定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

成人スチル病診療ガイドライン 2017 年版（2023 年 Update）（厚生労働科学研究費補助金難治性疾患等政策研究事業、自己免疫疾患に関する調査研究班）において、診断、鑑別に有用な血液検査所見として血清フェリチン値（基準値上限の 5 倍以上）が特徴的検査所見として提案され、活動性の評価に有用とされている。また、フェリチン高値（3,000ng/ml 以上）は重症度スコアリングの一項目とされており、指定難病（054）の臨床調査個人票における検査所見の記入項目の一つに血清フェリチン値があげられている。

以上のことから、成人スチル病（疑い含む。）に対する D007「25」フェリチン定量・半定量の算定は、原則として認められると判断した。